

○大阪国際空港の着陸料算定の特例を定める細則

(平成 28 年 1 月 20 日制定)

(令和 6 年 3 月 26 日 細則第 62 号)

最終改正 令和 7 年 3 月 24 日 細則第 5 号

大阪国際空港供用規程（以下「供用規程」という。）第 15 条第 2 項(1)ウに規定する大阪国際空港の着陸料算定の特例を次のとおり定める。

I 着陸料単価の特例

供用規程第 15 条第 2 項(1)エ(ii)直前に沖縄島に所在する空港等を離陸した航空機の着陸料の額は、供用規程第 15 条第 2 項(1)エ(ii)の規定にかかわらず、令和 8 年 3 月 31 日までの間、次に掲げる金額とする。ただし、供用規程第 15 条第 2 項(1)ウの規定に該当する場合はこの限りではない。

- (1)別表第 1 の左欄に掲げるジェット機（他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行うものに限る）については、同表の右欄に掲げる金額とする。
- (2) (1)以外のジェット機（他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うものに限る）については、供用規程第 15 条第 2 項(1)アの規定により計算して得た金額の 6 分の 1 に相当する金額とする。
- (3) その他の航空機（他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うものに限る）については、供用規程第 15 条第 2 項(1)イの規定により計算して得た金額の 8 分の 1（重量が 6 トン以下の航空機にあつては 16 分の 1）に相当する金額とする。

II 適用範囲

この細則は、大阪国際空港において離着陸等施設を使用する航空運送事業者（航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 100 条第 1 項又は同法第 129 条第 1 項の許可を受けた者とする）に適用する。

III 主管部署

この細則の主管部署は、航空営業本部エアロ企画管理部（料金・管理グループ）とする。

附 則

この達は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この達は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成29年9月22日から施行する。

附 則

この達は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この達は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

型 式	金額
ボーイング式 777-200	232, 337
ボーイング式777-300	318, 067
ボーイング式777-300 E R	191, 832
ボーイング式787-8	127, 948
ボーイング式787-9	178, 266
ボーイング式787-10	197, 502
ボーイング式767-300	145, 886
ボーイング式737-400	80, 931
ボーイング式737-500	75, 925
ボーイング式737-700	49, 621
ボーイング式737-800	74, 413
エアバス・インダストリー式A350-900	186, 366
エアバス・インダストリー式A321neo	76, 410
エアバス・インダストリー式A321	86, 472
エアバス・インダストリー式A320neo	58, 154
エアバス・インダストリー式A320-200	76, 992